

40/50点

問1 6/10点

1 訴訟の当事者が死亡した場合には、まず訴訟手続を中断し、相続人が訴訟手続を受け継ぐ必要がある(民事訴訟法(以下法令略)

124条1項1号)。そのため、訴訟の相手方は、訴訟手続の受継の申立て(126条)を裁判所に対し決定を得るべきである。

したがって、被告Bが死亡した場合には、相手方であるAは、罪番所に対し訴訟手続をCに受継させる申立てを行うべきである。

問2 (1) 14/20点

AはDに対し、50条1項に基づき、貸金返還請求権に基づく1000万円の支払を求めることができる。以下、理由を説明する。

Dは、第一回口頭弁論期日の後、AおよびBとの間で本件貸金返還債務を引き受ける合意をしている。そのため、Dの引き受けは「訴訟の係属中」にあたる。また、AB間の訴訟の訴訟物は、貸金返還請求権に基づく1000万円の支払債権であるところ、Dが引き受けたのは本件貸金返還債務であり、当該訴訟物に対応する債務である。そのため、「訴訟の目的である義務の全部」を承継したといえる。以上のことから、裁判所はDに対し、当事者であるAの申立てにより、AB間の訴訟を引き受けさせることができる。その結果として、AはAB間の訴訟の目的である本件貸金返還請求権に基づく1000万円の請求をDに行うことができる。

(2) 20/20点

1 訴訟承継は、訴訟係属中に第三者に承継を生じさせることによ

1 り、従前の訴訟状態を継続的に利用することで、訴訟経済や相手方
2 の既得地位の確保に資する制度である。そして、承継前においては
3 旧当事者が訴訟の目的における一番の利害関係人であり、旧当事者
4 に訴訟手続が保障されている以上、新当事者の訴訟行為が代替的に
5 行われたとみることができる。そのため、原則として、承継前の旧
6 当事者が行った訴訟行為については、新当事者においてもその効力
7 を有する。もっとも、旧当事者が利害関係を有さず、旧当事者の慎
8 重な訴訟追行が見込めない状況で行われた訴訟行為については、代
9 替的手続訴訟があったとはいえず、新当事者は旧当事者の訴訟行為
10 に拘束されない場合がある。

理由OK

なぜ
相手も
OKなの

11 2 DはAの申立てにより、AB間の訴訟を引き受けているため、
12 原則として旧当事者であるBの訴訟行為に拘束される。

13 3 そこで、Dは、1000万円の借入れの事実を認める旨の陳述
14 をしている。これは、第一回口頭弁論期日において行われた相手方
15 であるAの主張と一致するBに不利益な事実の陳述であり、すなわ
16 ち、裁判上の自白にあたる。そして、これにより、裁判所は当該事
17 実を判決の基礎としなければならない、Bは当該陳述を撤回すること
18 ができなくなる。当該効果は、Dとの関係でも生じるか。

規範
→あつた
OKなの

19 4 AB間の訴訟の訴訟物は、本件貸金返還請求権であり、100
20 0万円の借入れは当該訴訟物の請求原因事実の一部である。当該請
21 求権が認容された場合には、Bがその請求を受けることになるため
22 、当該事実はBにとっても不利な事実であるといえる。そのため、
23 Bは当該事実に関し、利害関係を有している。また、DがBの債務

丁寧な分析であ

を引き受けたのは第一回口頭弁論期日の後であり、Bが当該陳述を行なった際にはまだBが本件貸金債務を有していた。そのため、Bの慎重な訴訟追行を見込めない事情は認められない。以上。

5 したがって、例外的な事情は認められず、原則通り、DはBの訴訟行為に拘束され、Bが行った裁判上の自白の効果に拘束され、DもBの陳述につき、撤回できなくなる。効果も同じです。

以上

問2(2)は、原則→例外の形でよく検討できており、よく書けていると思います。

前半の判決の問題に関しても、要件や布匹の効果意旨も含めて、確認をお願いします。

民法は、受取人にとってイメージしにくく、勉強の難しい科目だと思います。やはり、実際に裁判の傍聴に行く等して、少しでも裁判手続のイメージを持って勉強することで、楽になると思います。

この調子でがんばってください。

佐藤 匠